

# 訂正審判等における 通常実施権者の承諾要件見直し

(令和3年特許法等改正)

---

令和3年9月

特許庁審判部審判課審判企画室

課長補佐 鷺崎 亮



# 改正の背景

---

- ✓ 特許権者は特許権の訂正をすることで特許が無効にされることを防ぐことが可能
- ✓ 訂正等の際は、全ての通常実施権者の承諾が必要であったが近年ライセンス態様が大規模・複雑化し全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難に

# 改正の内容

特許法第97条第1項及び第127条、商標法第34条の2及び第35条が改正されました。

令和4年4月1日以降、  
以下に関する通常実施権者の承諾が不要になります。

- ①訂正審判の請求
- ②特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求
- ③実用新案権の訂正
- ④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄

# 改正の内容

---

## 権利者の皆様

訂正や放棄の手続において  
通常実施権者の承諾書の提出の負担が軽減されます

## 通常実施権者の皆様

令和4年4月1日以降も引き続き承諾を必要としたい場合は  
権利者とあらかじめ取り決めておくようライセンス契約等の  
見直しをお願いします

# Q & A

質問	回答
令和4年4月1日以前から通常実施権者であった者も承諾が不要か？	通常実施権者となった時期に関わらず、承諾が不要となります
いわゆる独占的通常実施権者は？	契約により独占性が与えられた独占的通常実施権者は、法律上は通常実施権者のため承諾が不要となります
専用実施権者や質権者は？	引き続き承諾が必要です
商標権の放棄は？	引き続き、専用使用権者、質権者及び通常使用権者の承諾が必要です

# 改正後の条文

## ◆特許法第97条

(特許権等の放棄)

第九十七条 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

2・3 (略)

## ◆特許法第127条

第二百二十七条 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。

## ◆商標法第34条の2 (新設) 及び第35条

(商標権の放棄)

第三十四条の二 商標権者は、専用使用権者、質権者又は通常使用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄することができる。

(特許法の準用)

第三十五条 特許法第七十三条 (共有)、第七十六条 (相続人がない場合の特許権の消滅) 並びに第九十八条第一項第一号及び第二項 (登録の効果) の規定は、商標権に準用する。この場合において、同号中「移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。)」とあるのは、「分割、移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。)」と読み替えるものとする。

# お問い合わせ

---

特許庁審判部審判課審判企画室

電話03-3581-1101 内5854

ウェブサイトからの  
お問い合わせも可能です

